

鹿児島県ハンドボール協会慶弔規定

1 本会に次の慶弔規定を設ける。

- | | |
|------------------------|------------|
| (1)役員死亡の場合 | 10,000円 花環 |
| (2)役員の家族死亡(一親等)の場合 | 5,000円 |
| (3)役員の長期入院かそれに準ずる病気の場合 | 5,000円 |
| (4)役員が非常災害を受けた場合 | 特別審議 |
| (5)本会の運営に必要と認めた場合の慶弔 | 特別審議 |

2 特別審議は、常任理事会において決定するが、緊急の場合は、会長及び理事長において専決し常任理事会の承認を受ける。

この規定は、平成11年4月25日から施行する。

鹿児島県ハンドボール協会表彰規定

1 本会は、役員並びに会員として、特に著しい功績が認められる者に対し、表彰状並びに記念品を贈呈する。

- (1)通年20年以上役員として、特に著しい業績があった者。
- (2)会員として、特に著しい業績を会長が認めた者。

2 本会は、次の該当者に感謝状並びに記念品を贈呈する。

- (1)会長・副会長として5年以上在任し、その職を退任する場合。
- (2)部長以上の役員として5年以上在任し、その職を退任する場合。
- (3)会員として特に著しい業績を常任理事会が認めた場合。
- (4)公認スポーツ指導者資格登録認定後、通算15年以上にわたりスポーツの指導育成に顕著な業績が認められた者。

この規定は、平成11年4月25日から施行する。

平成28年4月17日一部改正(2(4)追加)